定　　款

特定非営利活動法人

多摩川センター

特定非営利活動法人　多摩川センター
定　款

第１章　総則

(名　称)

第１条　この法人は、特定非営利活動法人　多摩川センター　という。

(事務所)

第２条　この法人は主たる事務所を東京都渋谷区神宮前1丁目20番14号神宮村301に置く。

第２章　目的及び事業

(目　的)

第３条　この法人は、多摩川及びその流域において次世代への命の継承の根源をなす健全な水循環と河川環境の保全・回復に資するため、自然環境、歴史・文化環境に関する調査研究、情報の受発信、及び、志を同じくする人たち、河川管理やまちづくりに係る市民と国、自治体、企業、学識経験者等の交流と連携の促進等の事業を総合的な観点から推進し、河川と水環境を中心に節度と良識のある社会形成に寄与する事を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

①環境の保全を図る活動
②保健、医療又は福祉の増進を図る活動
③社会教育の推進を図る活動
④まちづくりの推進を図る活動
⑤学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
⑥災害救援活動
⑦地域安全活動
⑧国際協力の活動
⑨男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
⑩子どもの健全育成を図る活動
⑪前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事　業)

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。

特定非営利活動に係る事業

(1) 河川における健全な水循環の回復や、水辺の多様な自然環境、歴史・文化環境、景観、河川空間の適正な利用等の確保に関わる調査、研究、広報事業活動

(2) 河川を利用する教育、福祉、レクリエーションの振興を図るための各

種教室等の開催及び増進を図る事業活動
(3) 河川の環境保全、改善に関わる人材の育成事業活動
(4) 河川に関わる学校教育、地域学習活動に対する情報、人材提供事業活動
(5) 河川流域のまちづくりに関する情報の収集と提供事業
(6) 河川上下流の交流の推進及び河川と地域住民との良好な関係の構築に関わる事業活動
(7) 住民参加による災害時等における防災・災害救援・救護の啓発又は、救護、後方活動に関する事業活動
(8) 良好な河川環境の保全、改善を目的とした市民・行政・企業・学識者等のパートナーシップ形成のための事業活動。
(9) 国内外の河川環境に関わる情報交換、人の交流、イベント等の開催事業活動
(10)河川等地域の安全監視、調査活動
(11)保健、医療又は福祉に関する流域の交流活動
(12)(1)から(11)に付随する事業

第３章　会員

(種　別)
第６条　この法人の会員は、次の１種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下、「法」という。)上の社員とする。
(1)正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人

(入　会)
第７条　この法人に正会員として入会しようとするものは、代表理事が定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、そのものの入会を認めなければならない。
２　代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもってその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)
第８条　正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)
第９条　正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
(1)退会届の提出をしたとき
(2)本人が死亡したとき
(3)継続して２年以上会費を滞納したとき
(4)除名されたとき

(退　会)
第10条　正会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除　名)

第11条　正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。

この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)法令、又はこの法人の定款等に違反したとき

(2)この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき

(拠出金品の不返還)

第12条　既に納入された入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。

第４章　役員及び職員

(種別及び定数)

第13条　この法人に次の役員を置く。

(1)理事　３人以上２０人以内

(2)監事　２人以上５人以内

２　理事のうち、１人を代表理事、１人を副代表理事とする。

(選任等)

第14条　理事及び監事は、総会において選任する。

２　代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

４　監事は理事又はこの法人の職員を兼ねる事ができない。

(職　務)

第15条　代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

２　副代表理事は、代表理事を補佐し、その職務を代行する。

３　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

４　監事は、次に掲げる職務を行う

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること

(2) この法人の財産の状況を監査すること

(3) 前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第16条　役員の任期は、２年とする。但し、再任を妨げない。

2　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任、又は現任者の任期の残存期間とする。

3　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解　任)

第18条　役員は、次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1)心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2　前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2　役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁済することができる。

3　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職　員)

第20条　この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2　職員は、代表理事が任免する。

第５章　総会

(種　別)

第21条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

(構　成)

第22条　総会は、正会員をもって構成する。

(権　能)

第23条　総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(5) 会員の除名

(6) 事業報告及び収支決算

(7) 役員の選任及び解任、職務及び報酬

(8) 入会金及び会費の額

(9) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。

第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(10)　その他運営に関する重要事項

(開　催)

第24条　通常総会は、毎年1回開催する。開催時期は毎事業年度終了後3ヶ月以内とする。

2　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき

(2) 正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき

(3) 第15条第４項の規定により、監事から招集があったとき

(招　集)

第25条　総会は、前条第２項第３号の場合を除き、代表理事が招集する。

2　代表理事は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から１４日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも総会の５日前までに通知しなければならない。

(議　長)

第26条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

(議　決)

第28条　総会における議決事項は、第25条第３項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

2　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人とし表決を委任することができる。

3　前項の規定により表決した正会員は、前２条及び次条第１項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所
(2) 正会員総数及び出席者数
（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。

第６章　理事会

（構　成）

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

（権　能）

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
(1) 総会に付議すべき事項
(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開　催）

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1) 代表理事が必要と認めたとき
(2) 理事総数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき
(3) 第15条第４項５号の規定により、監事から招集の請求があったとき

（招　集）

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から１４日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも理事会の７日前までに通知しなければならない。

（議　長）

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

（議　決）

第36条 理事会における議決事項は、第34条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3　前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名

(書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。

第７章　資産及び会計

(資産の構成)

第39条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の管理)

第40条　この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第41条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第44条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第45条　予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条　この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2　決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

(臨機の措置)

第48条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第８章　定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第３項に既定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解　散)

第50条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続き開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

3　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（合　併）

第51条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　公告の方法

(公告の方法)

第52条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第１０章　雑則

(細則)

第53条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附　則

1.この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2.この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	横山　十四男
副代表理事	山道　省三
副代表理事	星野　順子
理事	小倉　紀雄
理事	君塚　芳輝
理事	辻野　五郎丸
理事	林　　公康
理事	矢萩　隆信
理事	倉持　武彦
理事	石田　幸彦
理事	井田　安弘
理事	田中　喜美子
監事	菅谷　輝美
監事	田中　英治
監事	堀井　廣子
監事	麻田　徹正

3.この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第１項の規定にかかわらず、成立の日から２００１年３月３１日までとする。

4.この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5.この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から２０００年３月３１日までとする。

6.この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金　１，０００円

(2) 会　費　１，０００円（各事業年度毎）